

「姫路市マンション管理適正化推進計画（案）」に対する
市民意見（パブリック・コメント）の募集結果について

1 市民意見の提出状況

- (1) 案件名：姫路市マンション管理適正化推進計画（案）
- (2) 意見募集期間：令和5年1月10日（火）～2月9日（木）
- (3) 意見提出件数：1通4件
- (4) 意見の内訳：修正意見 2件、参考意見 2件

2 提出された意見及び意見に対する市の考え方

| 番号 | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|----|--|--|
| 1 | <p>「2 計画の位置づけ」</p> <p>姫路市マンション管理適正化推進計画の「2 計画の位置づけ」で、本計画は、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」（平成12年法律…）とありますが、適切なのは改正マンション管理適正化法（令和2年6月）に基づく計画ではないか。</p> | <p>「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が令和2年6月に改正されましたが、法律名に変更はないため表記はこのままとします。</p> |
| 2 | <p>「4 マンションの管理の適正化に関する基本方針及び目標」</p> <p>【基本方針について】</p> <p>現実の実態把握に基づく方針を示すべきではないか。</p> <p>【自主的な適正管理への取り組み支援について】</p> <p>自主的な管理とはどのような管理状態のことを言うのか分かりやすく（数値で）説明しないとその支援が有効かどうか検証できないのではないか。</p> <p>【管理状況に応じた施策について】</p> <p>管理状態の分類を示して、分類ごとの（数値目標を含む）を示すべきではないか。</p> | <p>「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」第3条の2第2項第1号において、マンションの管理の適正化に関する目標を定めるものとなっています（法定事項）</p> <p>計画（案）では具体的数値を示していなかったため、修正した計画（案）で下記2つの目標を定めました。</p> <p>目標1 分譲マンションの適切な維持・修繕の推進</p> <p>⇒25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金を設定している分譲マンションの管理組合の割合について75%を目標値とします。</p> <p>目標2 管理計画認定制度の活用による管理水準の向上</p> <p>令和元年度に実施した全数調査で436件の分譲マンションを確認できたことから、その1割以上の50件を目標値とします。</p> |
| 3 | <p>「5 各主体の主な役割」</p> <p>姫路市の推進計画であるため、(1) 国の役</p> | <p>マンション管理適正化推進計画は、国の基本的な方針に基づいて、各地方公共団体が</p> |

| | | |
|---|--|---|
| | 割(2) 地方公共団体の役割を表記する必要はないのではないか。 | 独自に定めるものであることから、本市のマンション管理適正化推進計画において表記すべき事項であると考えます。 |
| 4 | <p>「7 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策」</p> <p>マンション管理適正化推進計画を定めた市において、管理組合が作成したマンションの管理計画の内容を審査し、認定することが可能とされています。</p> <p>とあるが、姫路市に認定を申請することができますと表記を変えたほうがいいのではないか。</p> | <p>ご意見を踏まえ、「3 マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針」を追加し、(4) 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項で認定に係る詳細を掲載しています。</p> |

3 計画の目次について

修正意見を反映したことに伴い、下記のとおり並び順を変更しております。

- 1 計画の目的と位置づけ
- 2 姫路市におけるマンションの状況
- 3 マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針
- 4 各主体の主な役割

姫路市マンション管理適正化指針